

江東区地域福祉計画

(案)



江東区

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 法律上の位置づけ	3
(2) 区の関連計画との関係	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制と策定経過	6
5 計画の基本理念と基本方針	9
(1) 基本理念	9
(2) 基本方針	10
6 圏域の考え方	11
第2章 計画の背景	13
1 地域福祉を取り巻く動向	13
(1) 社会福祉法等の改正	13
(2) SDGs の視点	14
2 江東区の現状	15
(1) 区の基本データ	15
(2) 地域福祉に関する意識調査（主な結果）	23
第3章 施策の推進	30
1 施策の体系	30
2 包括的な支援体制	32
(1) 3つのつながりによる包括的な支援体制	32
(2) 期待される役割や取組例	32
3 施策と取組	35
基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる	35
施策1 地域のつながりをつくる	35
施策2 行政のつながりをつくる	39
施策3 地域と行政のつながりをつくる	40
基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる	41
施策4 人に優しいまちをつくる	41
施策5 一人ひとりの尊厳を守る	43
施策6 災害時の福祉を向上させる	45
施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる	47
基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる	48
施策8 情報の適切な活用を図る	48
施策9 福祉の質を向上させる	50
施策10 啓発活動を推進する	52
第4章 計画の推進体制と進行管理	53
1 計画の推進体制	53

2 計画の進行管理	53
資料編	55
1 江東区地域福祉計画策定会議設置要綱	55
2 江東区地域福祉計画策定会議委員名簿	57

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い、これまで家族や地域のつながりで解決してきたことが、社会的孤立^{※1}等として問題化してきました。また、8050問題^{※2}やダブルケア^{※3}、ヤングケアラー^{※4}といった制度の狭間で支援が届かない等のケースや個人、世帯単位で複数の課題が重なるケースも増えており、制度・分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援）では対応しきれなくなっています。このような現状に対応していくため、本区では「江東区長期計画」（計画期間：令和2～11年度）において、「地域共生社会」の実現に向け、生活上の困難を抱えるあらゆる方への包括的な支援体制を構築するため、地域や行政のつながりづくりに努め、関係者等の連携を一層進める方針を掲げました。

「江東区地域福祉計画」（以下「本計画」という。）は、こうした取組を進めるための設計図となるものです。本計画に基づき、これまで制度・分野ごとに実施してきた様々な施策を、関係者が連携・協働し分野横断的に取り組むことで、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられる体制、誰もが生きがいを持って笑顔で暮らせる社会の構築を進めています。

地域福祉推進の主役は地域住民です。日々の見守りや支え合い、問題の早期発見、災害時の避難支援等といった取組は、「地域」が主体となるものです。また、こうした取組が日常的に行われるような「地域づくり」のためには、区や専門機関による支援も必要です。日常の健康管理や災害への備え、生きがいづくり等、困難に陥らないために自ら行う取組（自助）、地域での見守りや助け合い（共助）、国や行政による支援（公助）の3つが重層的に機能することで、よりきめ細かな支援を行うことができるようになります。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、経済的格差や社会的排除^{※5}の問題が顕在化しています。また、人と接することが制限され、地域の助け合い等の活動は停滞を余儀なくされました。今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、地域や行政の様々な活動が再開されます。本計画の推進にあたっては、区民と区が対話を重ねながら一緒に取り組んでいきます。

^{※1} 社会的孤立…一般的に「家族やコミュニティとはほとんど接触がない状態」のこと。「社会的交流の欠如」「社会的サポート（受領）の欠如」「社会的サポート（提供）の欠如」「社会参加の欠如」等、段階的な種類があるとされる。

^{※2} 8050問題…80代の高齢の親と50代の中高年のひきこもりの子どもが同居し、様々な生活問題を抱えていること。

^{※3} ダブルケア…親の介護と子育て等に同時に直面すること。

^{※4} ヤングケアラー…大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

^{※5} 社会的排除…複数の不利な条件が重なり、「普通」の生活を送れなかったり、権利をもてなかったりする等、社会からはじかれた状態にあること。



コラム

地域共生社会とは

地域共生社会は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことです。

地域共生社会は、福祉施策が担う支え・支えられる関係づくりと生きがいを持つ地域社会の醸成のほか、様々な社会・経済活動の持続的発展の視点も重要であり、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による参加と協働が求められる取組といえます。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定します。

社会福祉法（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

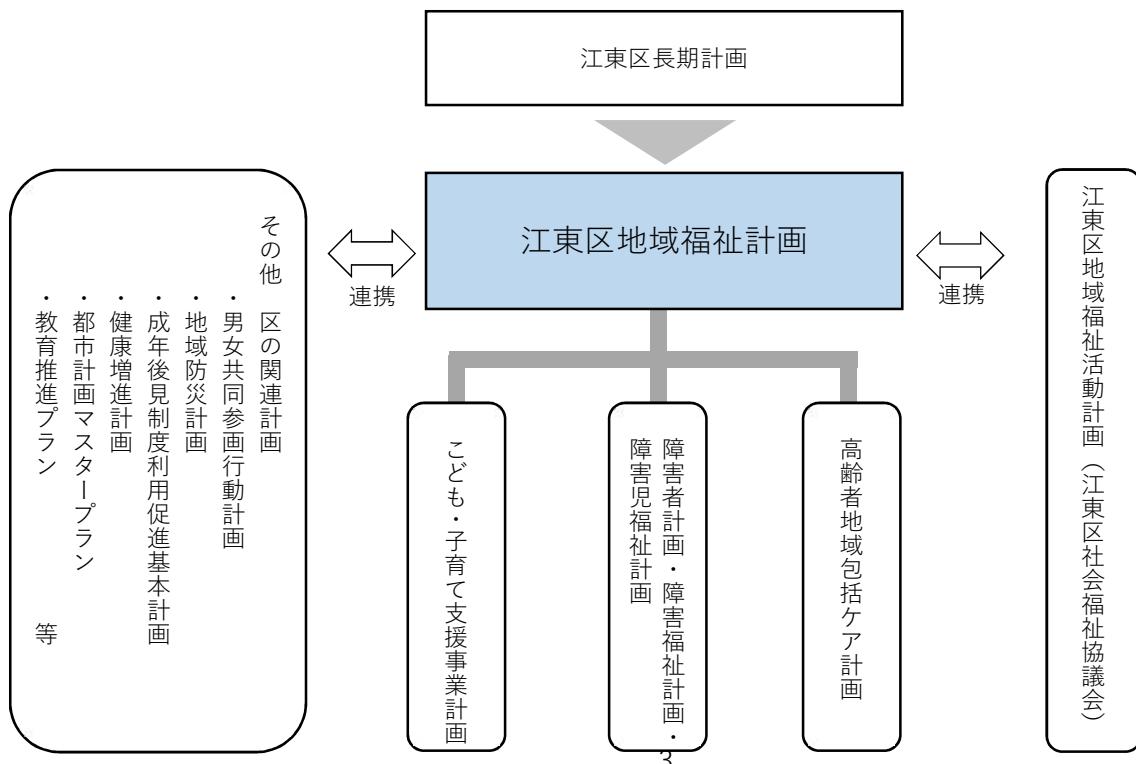
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 区の関連計画との関係

本計画は、「江東区長期計画」に基づく個別計画のひとつであり、福祉分野の「上位計画」として、各福祉分野に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針となります。今後、福祉分野の個別計画については、本計画を踏まえて推進するとともに、改定にあたっては整合を図っていきます。

また、本区の地域福祉の推進に大きな役割を担っている江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」との十分な連携を図ります。

図表 関連計画との位置づけ



《参考》

社会福祉協議会の取組

江東区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、社会福祉法にもとづき「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として設置された公共性・公益性の高い民間非営利団体です。社会福祉協議会は、町会・自治会、個人や団体からの会費、寄付金、区の補助金、共同募金の配分金などを財源として、子育てや高齢者地域見守りなどの支援、カフェ・サロンなどの居場所づくり、ボランティア活動の推進、生活福祉資金貸付、成年後見制度推進を含む福祉サービス総合相談などを行っています。

また、社会的孤立、ひきこもり^{※1}、虐待など複合・複雑化した地域生活課題に対し、地域福祉コーディネーターが地域住民や関係機関と連携してその解決に取り組んでいます。

社会福祉協議会が策定した「江東区地域福祉活動計画（粹いきプラン江東）」は、本計画と車の両輪のように緊密な連携を図り、区民とともに地域福祉関係者・関係団体などの様々な活動主体と協働して、着実に地域福祉を進めています。



コラム

地域福祉コーディネーターの活動

地域福祉コーディネーターは、制度の狭間で孤立してしまった人や深刻化する地域の課題を発見し、その解決に向けて地域住民や関係機関と連携して取り組む、社会福祉協議会の地域担当職員のことです。令和3年度は、区内4圏域に8名配置しています。



活動イメージ

^{※1} ひきこもり…様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念のこと。

3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和7年度（2022～2025年度）までの4年間とし、次期計画の改定において、江東区長期計画の計画期間との整合を図ります。

図表 主な関連計画の計画期間

計画名	令和 4 年度 2022	令和 5 年度 2023	令和 6 年度 2024	令和 7 年度 2025	…令和 11 年度 …2029
長期計画			前期計画：令和 2～6 年度		後期計画 (令和 7～11 年度)
地域福祉計画		令和 4～7 年度			次期計画 (令和 8～11 年度)
高齢者地域包括ケア計画	進行管理	進行管理	進行管理	改定	
障害者計画	令和 3～5 年度		次期計画 (令和 6～8 年度)		次々期計画 (令和 9～11 年度)
障害福祉計画 障害児福祉計画	平成 30～令和 5 年度		次期計画 (令和 6～11 年度)		
こども・子育て支援事業計画	令和 3～5 年度		次期計画 (令和 6～8 年度)		次々期計画 (令和 9～11 年度)
	令和 2～6 年度			次期計画 (令和 7～11 年度)	

4 計画の策定体制と策定経過

本計画は区民、関係者、行政が一体で地域福祉を推進する「設計図」として、区民、町会・自治会、福祉関係団体、社会福祉法人、行政（区職員）等から幅広く意見を募集し、江東区地域福祉計画策定会議（外部委員）並びに江東区地域福祉計画策定検討委員会（行政）等において様々な視点からの議論を踏まえ策定しました。

○意見募集

区民、関係団体、行政・社会福祉協議会の各部署が抱える福祉の課題等を幅広く把握するため、区民及び関係団体等を対象に意見募集を行いました。

調査対象	実施概要
区民	期間 令和2年9月21日～10月14日 方法 区報（9/21号）及び区ホームページ等による募集 内容 個人や家庭で抱える福祉の課題及びその改善案について 意見数 約150件
	期間 令和3年6月21日～7月14日 方法 区報（6/21号）及び区ホームページ等による募集 内容 課題解決のための具体的な取組について 意見数 約100件
関係団体（高齢、障害、こども、青少年、教育、医療等）	期間 令和2年9月23日～10月19日 方法 各団体への依頼 内容 地域や区全体の福祉課題及び解決の方向性について 意見数 約170件
区職員	期間 令和2年6月12日～7月6日 内容 区福祉行政が抱える課題について 意見数 約140件
社会福祉協議会職員	期間 令和2年7月22日～8月12日 内容 区が抱える福祉課題及び解決の方向性について 意見数 約30件

○区民アンケート調査

区民が抱える福祉の課題、近所づきあいや地域の支えあい等に関する区民意識を把握するため、区民3,000人を対象に地域福祉に関するアンケート調査（以下「区民アンケート」という。）を実施しました。

項目	実施概要
調査対象	3,000人（18歳以上の区内在住者から無作為抽出）
調査期間	令和3年1月13日～2月2日
調査方法	郵送による配付・回収
有効回答数	1,633票（有効回答率 54.4%）

※主な意見は、第2章 2江東区の現状（2）地域福祉に関する意識調査（主な結果）に記載しています。

○パブリックコメント

計画素案に対する区民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

項目	実施概要
実施期間	令和3年12月11日～ 令和4年1月4日
実施方法	区報（12/11号）及び区ホームページ等による募集
有効回答数	50件

○江東区地域福祉計画策定会議

有識者、福祉関係者、公募区民等で構成する江東区地域福祉計画策定会議において、様々な分野にわたる課題や解決方法・地域福祉のあり方等を協議しました。特に、本計画の基本理念と基本方針については、グループワークを実施し、各グループで検討したキーワードをもとに定めました。

回	開催日	主な議題
令和2年度第1回	令和2年9月7日	(1) 会長・副会長互選 (2) 江東区地域福祉計画の策定について (3) 基礎調査について
令和2年度第2回	令和2年12月7日	(1) 福祉課題に関する調査の結果について (2) 区民アンケートについて
令和2年度第3回	令和3年3月29日	(1) 地域福祉計画の策定にかかる調査の結果について (2) 地域福祉計画の施策体系（案）について (3) 区の福祉課題と解決の方向性（案）について (4) 地域福祉計画骨子の方向性（案）について
令和3年度第1回	令和3年4月13日	(1) グループワーク ①福祉の課題及び課題解決に向けた方策について ②福祉の将来像、大切にしたい価値等について (2) 発表 (3) 講評
令和3年度第2回	令和3年5月31日	(1) 基本理念・基本方針について (2) 骨子について
令和3年度第3回	令和3年8月30日	(1) 課題解決に向けた取組に関する区民意見について (2) 江東区地域福祉計画（素案）について
令和3年度第4回	令和3年10月12日	(1) 江東区地域福祉計画（素案）について
令和3年度第5回	令和3年11月16日	(1) 江東区地域福祉計画（素案）について
令和3年度第6回	令和4年2月4日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 江東区地域福祉計画（案）について

グループワークの様子（令和3年度第1回）



江東区地域福祉計画策定会議での検討の内容は、区ホームページで見ることができます。

【江東区ホームページ】

ホーム > 区政情報 > 施策・計画 > その他の計画・取り組み等 > 江東区地域福祉計画
> 地域福祉計画策定会議

(URL) <https://www.city.koto.lg.jp/210108/fukushi/keikaku/sakuteikaigi.html>

○江東区地域福祉計画策定検討委員会

府内においては、江東区地域福祉計画策定検討委員会を設置し、江東区地域福祉計画策定会議と連携しつつ、分野横断的な調整・検討を行いました。

5 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、江東区地域福祉計画策定会議で検討し、提案されたキーワード等を踏まえ、本来あるべき地域福祉に関する基本的な考え方であり、江東区で実現すべき地域福祉の将来像として、以下のとおり定めます。

「一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、

誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」

『一人ひとりの尊厳が守られ』は、多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。

『地域でともに支えあい』は、制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。

『誰もが笑顔で安全に暮らせるまち』は、区民、地域、団体、企業等のつながりの下で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。

(2) 基本方針

基本理念の下、本区における地域共生社会の実現に向けて進める施策の方針は、以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

江東区長期計画において、区は、生活上の困難を抱えるあらゆる方を包括的に支援する体制を構築するため、「**地域、行政、地域と行政**」のそれぞれのつながりづくりに努めることとしています。

地域の助けあいや見守り等、区民同士の日ごろの多様なつながり（**地域のつながり**）、所管分野を超えた行政内部のつながり（**行政のつながり**）、地域と行政との連携・協働（**地域と行政のつながり**）の「3つのつながり」をつくり、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

少子高齢化・核家族化の進行、感染症の流行、頻発する自然災害、外国人住民の増加、人生100年時代^{※1}の到来等、私たちの暮らしを取り巻く状況が大きく変化する中で、多様性を認め、区民の生命と暮らしを守る社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守り、本人の希望に応じた社会参加ができる環境整備を進めます。

基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

地域福祉の向上に資する様々な取組を進めるうえで共通して必要となる基盤として、誰にでもわかりやすい情報の発信、福祉人材の確保・育成、福祉サービスの質の向上、共生社会への意識啓発等の取組を進めます。

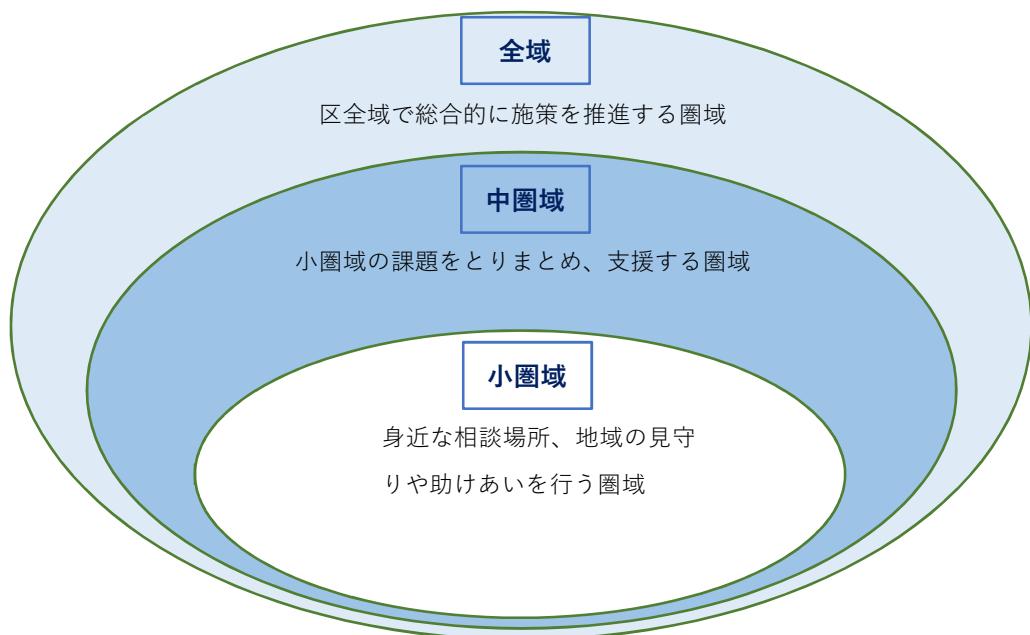
^{※1} 人生100年時代…健康寿命の延伸によって将来発生が予測されている更なる長寿社会のこと。特に、寿命が100年を超える人が従来より増加することが予測されており、人生100年時代と名付けられている。この予測を受け、近年ではすべての年代の人が活躍し続けられる社会の仕組みづくりに注目が集まっている。

6 圏域の考え方

高齢者、こども・子育て等の分野別計画等で定める圏域や、福祉以外の分野で定める圏域との関係を踏まえ、福祉サービスの提供や支援等の機能に応じて、地域を重層的に捉える必要があります。

本計画では、住民に身近な小圏域、小圏域をとりまとめる中圏域、全域の3層で地域を捉え、適時適切な支援が行き届くよう体制・地域づくりを進めます。

《圏域のイメージ》



《各圏域に想定される区域等》

圏域	想定される区域	期待される役割
全域	区全域	施策の総合的な実施、区全般の課題の共有、地域福祉全般のとりまとめ
中圏域	5区域程度（深川北部、深川南部、城東北部、城東南部、臨海部）	地域福祉コーディネーター等による地域課題等のとりまとめ、小圏域の活動支援
小圏域	町会・自治会、小学校区等	地域の各行事の催し、サロン等、身近な集いの場の設置、生活課題の把握

第2章 計画の背景

1 地域福祉を取り巻く動向

(1) 社会福祉法等の改正

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に名称変更とともに改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念のひとつに位置づけられました。この法改正により、個人の尊厳を尊重することが福祉政策の基本となり、住み慣れた地域でその人らしい暮らしができる基盤整備を進めることができることが定めされました。

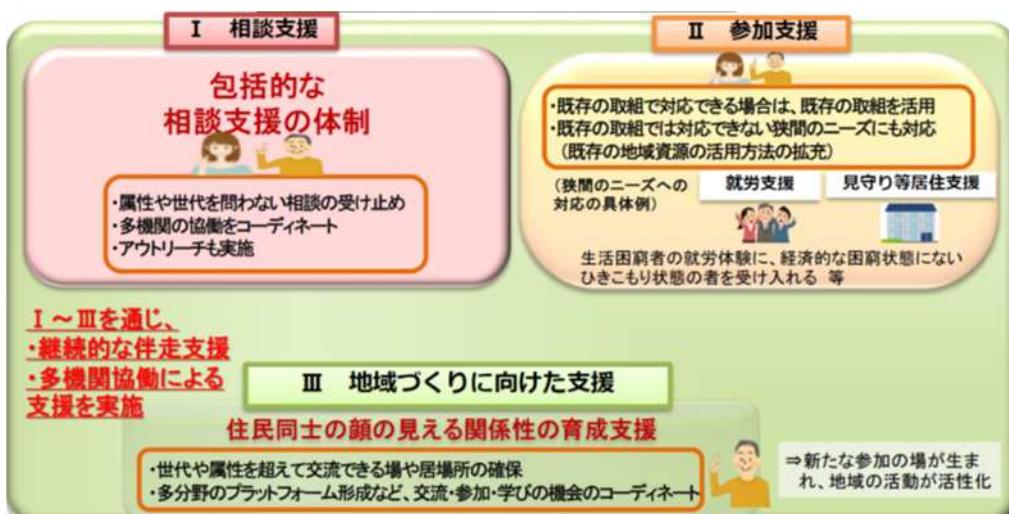
国では平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共にいく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

平成29年の改正社会福祉法では、区市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化され、包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加されました。さらに、令和2年の社会福祉法等の一部改正では、区市町村の包括的な支援体制の構築支援（「重層的支援体制整備事業」の創設）を柱に、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等が定めされました。

《参考》重層的支援体制整備事業の概要

区市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）を区市町村の実施希望に基づく任意事業として創設。

区市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努める（社会福祉法第106条の5）。



出典：厚生労働省

(2) SDGs の視点

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連で採択された、令和12年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標です。

国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

本区では、江東区長期計画の計画推進の視点として「SDGsを踏まえた取り組み」を掲げ、あらゆる施策においてSDGsを念頭に取り組んでいくことを明記しています。

地域福祉はSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に不可欠な取組となります。



図表 長期計画とSDGsの関連性（江東区長期計画）

2 江東区の現状

(1) 区の基本データ

i) 人口及び世帯数の推移

本区の人口は、令和3年1月1日現在で526,301人となり、今後も増加を続け、令和6年では概ね54.7万人、令和11年では概ね57.0万人になると推計しています。また、人口の増加に伴い、世帯数も増加を続ける見込みです。

(各年1月1日現在 単位：人、世帯)

区分	年	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
人口総数		487,142	518,479	546,836	570,313
年少人口	(0～14歳)	60,996 12.5%	66,878 12.9%	71,087 13.0%	72,670 12.7%
生産年齢人口	(15～64歳)	325,873 66.9%	339,939 65.6%	361,656 66.1%	381,316 66.9%
青年層	(15～24歳)	37,045 7.6%	42,527 8.2%	47,329 8.7%	51,622 9.1%
前期壮年層	(25～34歳)	71,200 14.6%	69,114 13.3%	71,835 13.1%	78,406 13.7%
後期壮年層	(35～54歳)	160,138 32.9%	174,864 33.7%	177,306 32.4%	167,741 29.4%
熟年層	(55～64歳)	57,490 11.8%	53,434 10.3%	65,186 11.9%	83,547 14.6%
高齢者人口	(65歳以上)	100,273 20.6%	111,662 21.5%	114,093 20.9%	116,327 20.4%
前期高齢層	(65～74歳)	56,439 11.6%	57,206 11.0%	50,956 9.3%	47,696 8.4%
後期高齢層	(75歳以上)	43,834 9.0%	54,456 10.5%	63,137 11.5%	68,631 12.0%
外国人住民数（再掲）		21,234	29,472	33,986	37,539
世帯数		244,836	267,262	280,656	292,088
平均世帯人員		1.99	1.94	1.95	1.95

注1) 人口は、平成31年1月1日の住民基本台帳データを基に、コードト要因法により算出しています。

注2) 人口総数には、外国人住民数を含みます。

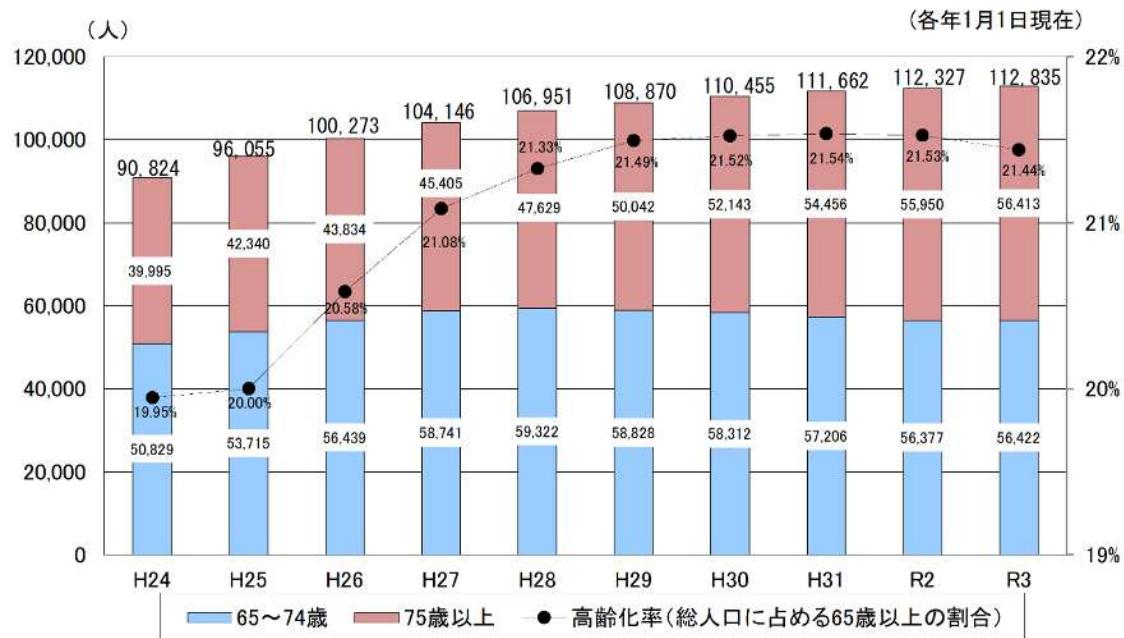
注3) 構成比の合計は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

『江東区長期計画（令和2年度～令和11年度）』

ii) 高齢者人口の推移

高齢者人口は、令和3年1月1日現在で112,835人（65～74歳の前期高齢者は56,422人、75歳以上の後期高齢者は56,413人）となり、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は21.4%となっています。

図表 高齢者人口の推移



※平成24年までは外国人登録者を含まない。平成25年以降は外国人住民を含む。

『江東区データブック 2021』

iii) 要介護認定者数等の推移

令和2年度の要介護認定者数（65歳以上）は、20,951人で、平成27年度と比べ20.5%増加しており、第1号被保険者数の増加率（6.0%）を大幅に上回っています。

図表 要介護認定者数等の推移



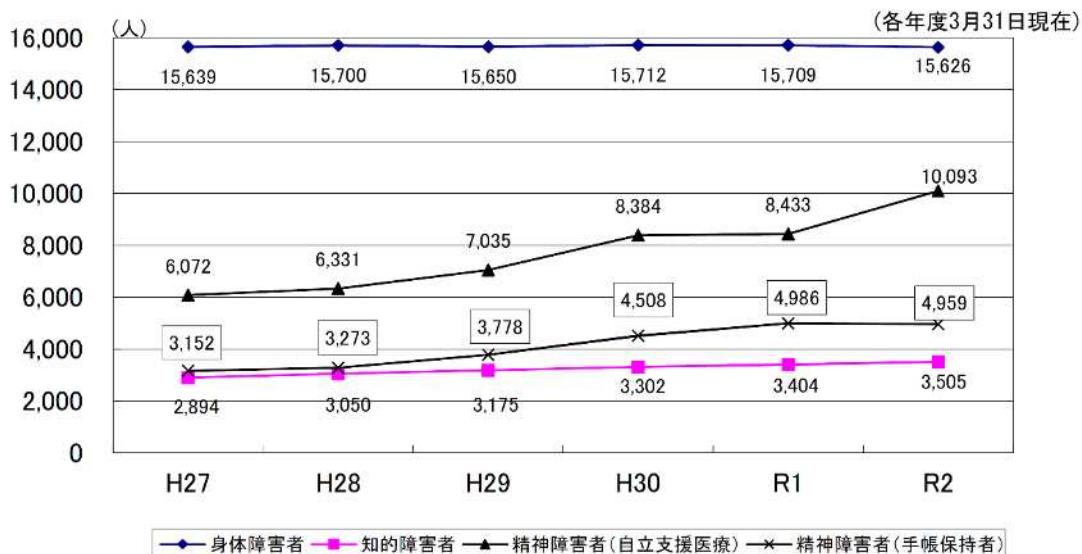
※各年度12月末時点（介護保険月報）要介護認定率＝要介護認定者数（第1号被保険者）÷第1号被保険者数

『江東区高齢者地域包括ケア計画（令和3年度～令和5年度）より抜粋』

iv) 障害者数の推移（手帳保持者数）

令和2年度で、「身体障害者」は15,626人でほぼ横ばいとなっています。「知的障害者」は3,505人、「精神障害者」は4,959人で増加の傾向にあります。

図表 障害者数の推移（手帳保持者数）



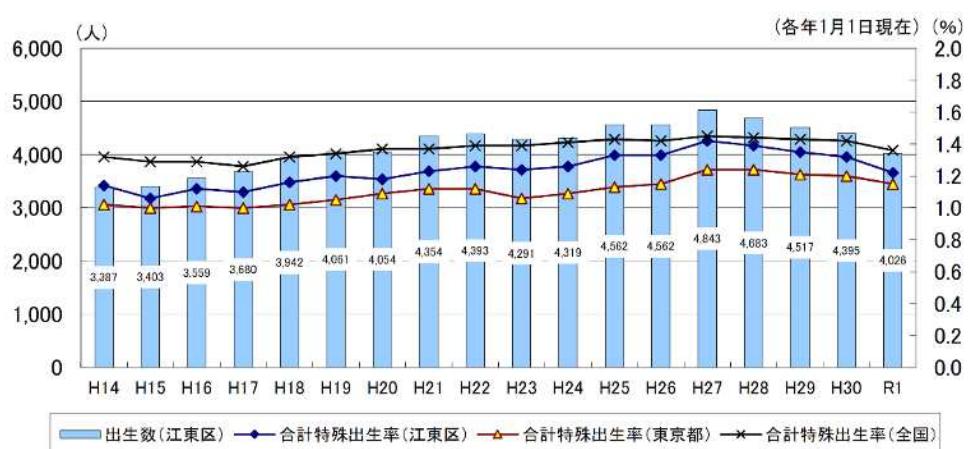
※グラフ上で枠で囲まれている数字は、精神障害者（手帳保持者）の値。

『江東区データブック 2021』

v) 出生数・出生率の推移

出生数は毎年増加傾向にあったものの、平成27年がピークとなり、それ以降は減少傾向にあります。

図表 出生数・出生率の推移



※外国人登録者（平成25年以降は外国人住民）を含まない。

※令和元年度合計特殊出生率数值 江東区：1.22 東京都：1.15 全国：1.36

資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」、厚生労働省「出生に関する統計」

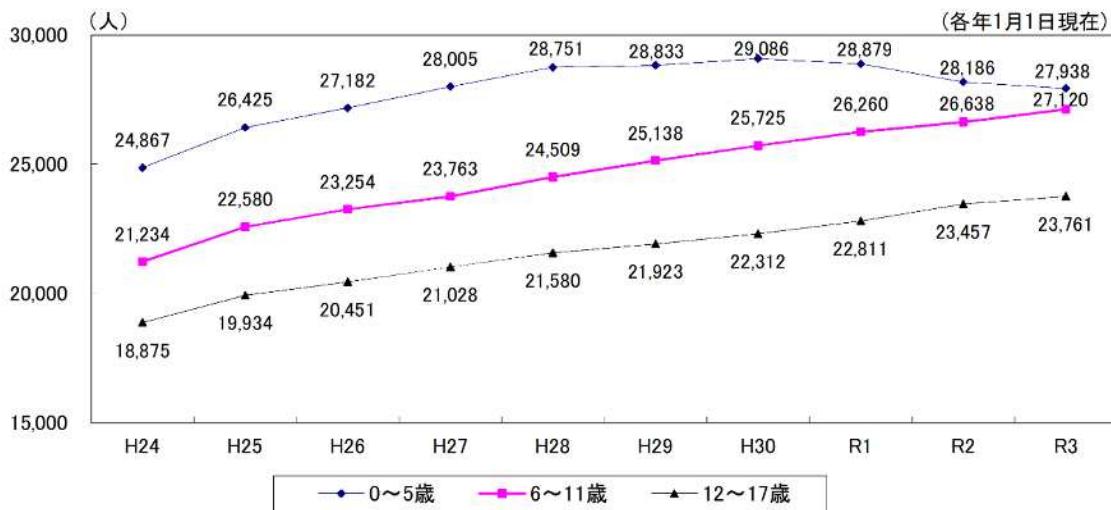
「住民基本台帳人口調査集計表」、「保健衛生事業概要」より

『江東区データブック 2021』

vi) 児童人口の推移

6~11歳の児童（小学生）と12~17歳（中高生年代）は、毎年増加しています。5歳以下の就学前児童数は平成30年がピークとなり、以降は減少傾向にあります。

図表 児童人口の推移



※平成24年までは外国人登録者を含まない。平成25年以降は外国人住民を含む。

『江東区データブック 2021』

vii) 不登校児童・生徒数の推移

不登校^{*1}児童・生徒数は増加傾向にあります。令和元年度の不登校児童は217人（平成26年度から132人増加）、不登校生徒数は351人（平成26年度から125人増加）となっています。

図表 不登校児童・生徒数の推移

（各年度4月～3月計）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校(人)	85	101	118	145	172	217
中学校(人)	226	221	307	280	327	351

『江東区データブック 2021』

^{*1} 不登校…何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

viii) 児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。令和2年度の新規件数は684件（平成28年度から340件増加）、継続件数は568件（平成28年度から241件増加）となっています。

図表 児童虐待相談対応件数の推移

(各年度4月～3月計)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対応件数	新規	344	465	511	612	684
	継続	327	253	288	310	568
計		671	718	799	922	1,252

※児童相談所での相談件数を含まない。

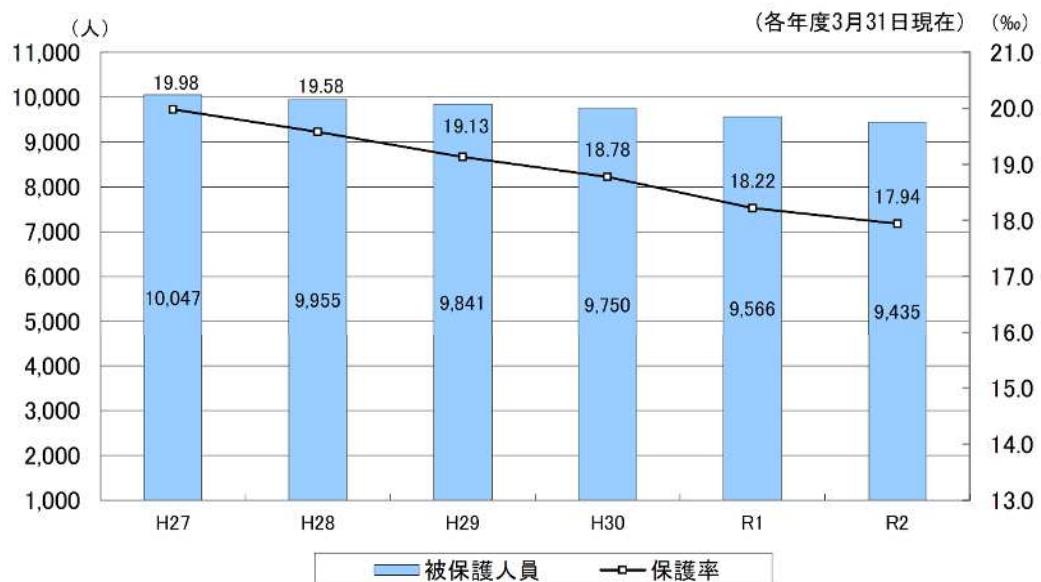
※対象となる児童は満18歳に満たない者。

『江東区データブック2021』

ix) 被保護人員・保護率の推移

生活保護制度を利用している被保護人員は減少傾向にあります。令和2年度末現在で9,435人（平成27年度末から612件減少）となっています。

図表 被保護人員・保護率の推移



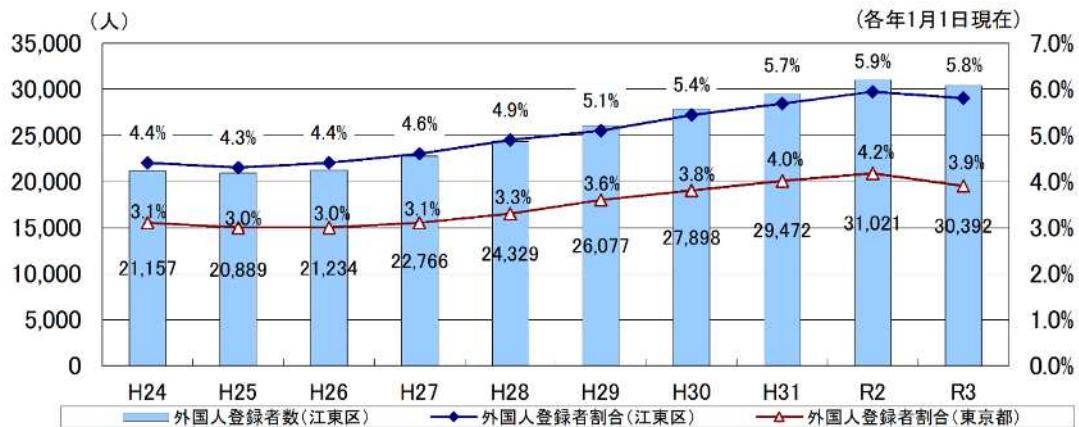
※保護率：人口1,000人あたりの被保護人員（単位パーセント(%))

『江東区データブック2021』

x) 外国人登録者数、外国人住民数の推移

外国人住民は近年増加しており、令和2年からは3万人台となっています。本区の外国人登録者数、外国人住民数は人口の4~5%台であり、東京都全体の3~4%台に比べて高くなっています。

図表 外国人登録者数、外国人住民数の推移



※平成24年までは外国人登録者数、平成25年以降は外国人住民数

※外国人登録者割合は、住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計に対する外国人登録者数の比率

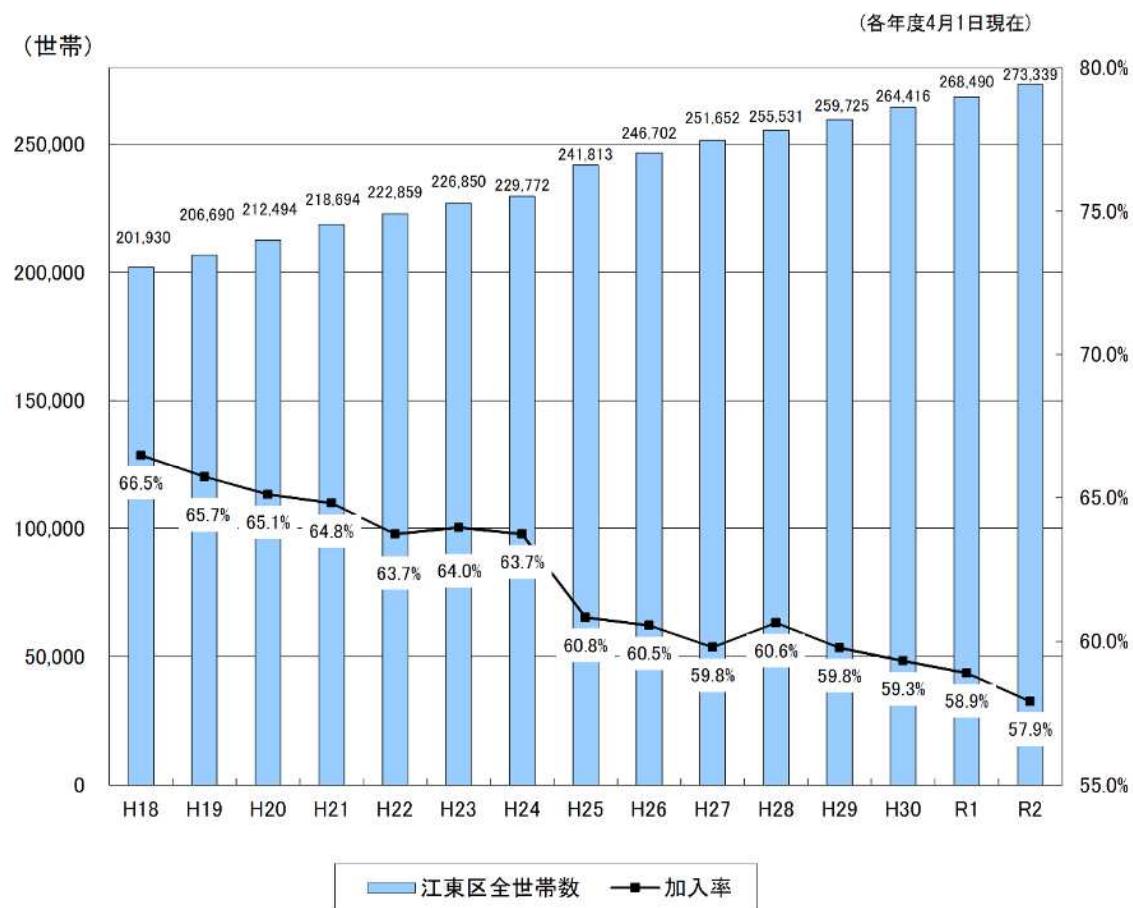
※外国人住民割合は、住民基本台帳人口（外国人住民含む）に対する外国人住民数の比率

『江東区データブック 2021』

xi) 町会・自治会加入率の推移

転入者の増加により世帯数は年々増加する一方で、町会・自治会の加入率は減少傾向にあります。

図表 町会・自治会加入率の推移



『江東区データブック 2021』

(2) 地域福祉に関する意識調査（主な結果）

本計画の策定にあたって、区民、関係団体、区及び社会福祉協議会職員を対象とした「行政や地域の福祉課題、家庭が抱える生活上の課題」等に関する意識調査、及び区民3,000人を対象とした地域福祉に関する区民アンケートを実施しました。以下に調査結果（抜粋）を記載します。

※第3章 3 施策と取組に記載の《課題》はこれらの調査結果に基づいて記載しています。

① 区民、関係団体、区・社会福祉協議会職員の意識調査（主な意見）

分類	主な意見
気軽に集える場について	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近に集える場の不足 ● 世代間交流の不足 ● 介護者や子育て中の保護者等の当事者同士が集まれる場の不足
地域ネットワークについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ^{※1}の希薄化 ● 地縁団体に代わる新たなつながりの必要性 ● コロナ禍（コロナ後）におけるつながりの維持 ● 地縁団体の担い手不足・高齢化
身近な相談支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な相談相手や相談場所の不足 ● 地域資源の活用が不十分 ● 地域の見守りや早期の気づきが難しい
区民や地域との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ● 区と社会福祉協議会、民生委員、その他関係機関との連携が不十分
行政内部の連携について	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内の日常的な連携不足 ● 複合的な課題や制度の狭間問題への対応ができていない ● 既存の相談機関の機能強化
まちのバリアフリーについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが使える施設が不足 ● 施設や交通のバリアフリー化が不十分
権利擁護 ^{※2} について	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度等の普及啓発が不十分 ● 成年後見以外の自己決定支援のあり方
虐待やDV ^{※3} について	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待・DV等防止のための区・関係機関の連携不足 ● 虐待・DV等予防の取組や支援体制が不十分 ● 虐待・DV等の通告先・相談先の周知不足

^{※1} 地域コミュニティ…町会・自治会やNPO等、主に地域住民により構成され、当該地域において当該地域のために活動している団体。

^{※2} 権利擁護…自らの権利を表明することが困難な認知症高齢者や障害者等の代わりに代理人である援助者等が当事者を権利の侵害から守るとともに、権利の表明や行使等の支援を行うこと。制度としては成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）がある。

^{※3} DV…配偶者間暴力（ドメスティック・バイオレンス）のこと。配偶者や恋人等のパートナーから受ける身体的・精神的・性的暴力のこと。

分類	主な意見
生活困窮等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 身元保証の仕組みの検討 ● 生活困窮者に対する支援が不十分 ● 住宅確保要配慮者※1への住宅確保支援策が不十分
災害時の要配慮者対策について	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者の避難支援体制が不十分 ● 福祉避難所のあり方 ● 地域における防災教育が不足 ● 災害ボランティアセンター※2の検討
誰もが活躍できる社会について	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障害者等の就労支援が必要 ● 誰もが積極的に社会と関わる仕組みが必要 ● 高齢者や障害者等の生涯学習の場が必要
情報について	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス情報等がわかりづらい、入手しづらい ● 高齢者や障害者、外国人等への情報発信 ● 支援関係者間で必要な情報共有が不足 ● 情報共有には個人情報保護が問題
福祉分野の情報通信技術（ICT）等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙による申請や窓口に行っての申請が不便 ● 人材不足等の問題にはICTの活用等による業務効率化が必要
福祉人材について	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの確保・育成手法の検討が必要 ● ボランティア情報の周知不足 ● 福祉分野に携わる区職員の理解や対応能力の向上が必要 ● 福祉事業者の人材確保への支援が必要
サービスの質について	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者のサービスの質の向上が必要
支援のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ● 伴走型支援※3やアウトリーチ型（訪問型）支援※4等きめ細かな支援のあり方の検討
共生社会について	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会の人権や多様性への理解不足 ● 地域への関心不足、地域の助けあいに対する理解不足

※1 住宅確保要配慮者…高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

※2 災害ボランティアセンター…災害発生時に設置される、被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティア・団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

※3 伴走型支援…支援が必要な人に対して支援者が寄り添い継続的に支援を行うこと。

※4 アウトリーチ型（訪問型）支援…潜在的な問題等を早期に発見し、必要なサービスにつなげるため、支援者が積極的に訪問して支援を提供すること。

② 区民アンケート（抜粋）

【調査概要】

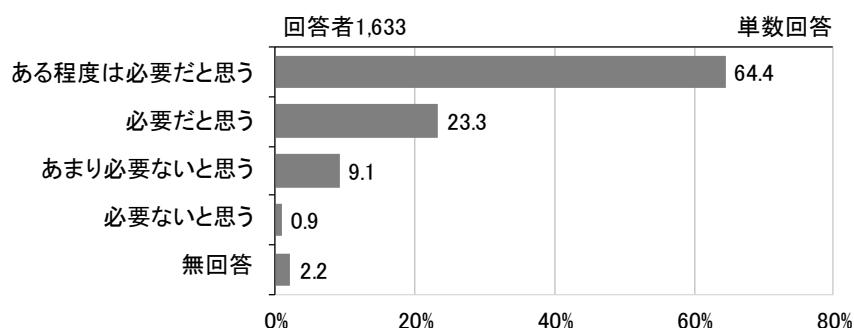
項目	内容
調査対象	3,000人（18歳以上の区内在住者から無作為抽出）
調査方法	郵送による配付・回収
調査実施期間	令和3年1月13日（水）～2月2日（火）
有効回答数	1,633票（有効回答率 54.4%）

○地域との関わりの必要性

暮らしていくうえで、近所や地域との関わりの必要性は、「ある程度は必要だと思う」（64.4%）が最も高く、「必要だと思う」（23.3%）、「あまり必要ないと思う」（9.1%）となっています。

価値観の多様化等による町会・自治会の加入率低下や地域コミュニティの希薄化が課題となっていますが、地域との関わりについては、約9割の区民が「必要」または「ある程度必要」であると考えていることがわかります。

問 暮らしていくうえで、近所や地域との関わりは必要だと思いますか。（単数回答）



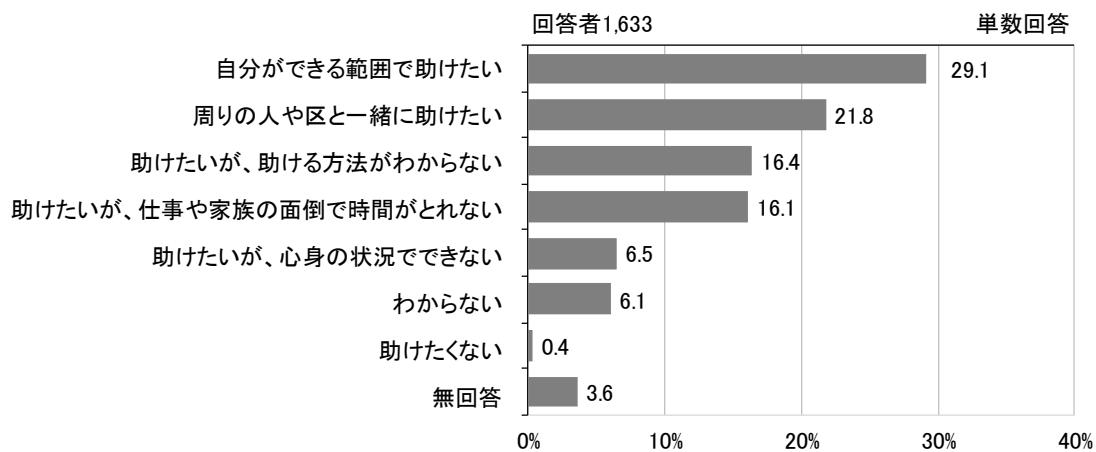
○助けあいでできること、したいこと

近所に困っている人がいる場合の気持ちは、「自分ができる範囲で助けたい」（29.1%）が最も高く、「周りの人や区と一緒に助けたい」（21.8%）、「助けたいが、助ける方法がわからない」（16.4%）となっています。

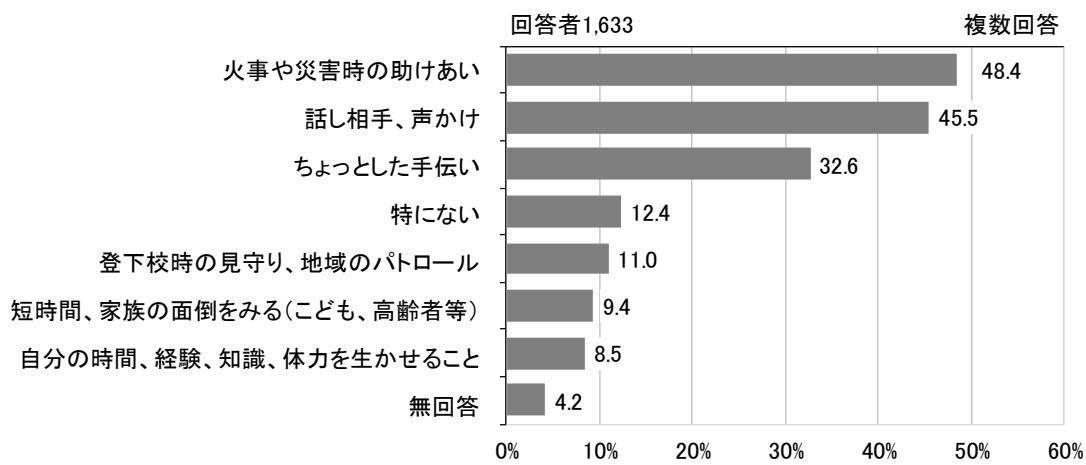
また、助けあいで自分自身にできることやしたいことは、「火事や災害時の助けあい」（48.4%）が最も高く、「話し相手、声かけ」（45.5%）、「ちょっとした手伝い（例　ごみ出し、買い物、植木の手入れ、家・玄関周りの掃除）」（32.6%）となっています。

困っている人を助けたい意識を持つ区民に対し、同じ志を持つ人同士の交流や助けあい活動の情報発信が求められています。

問 近所に困っている人がいる場合、どういう気持ちになりますか。最も近い気持ちをお答えください。
(単数回答)



問 助けあいであなたができることやしたいことはありますか。 (複数回答)



○ボランティア活動への関心

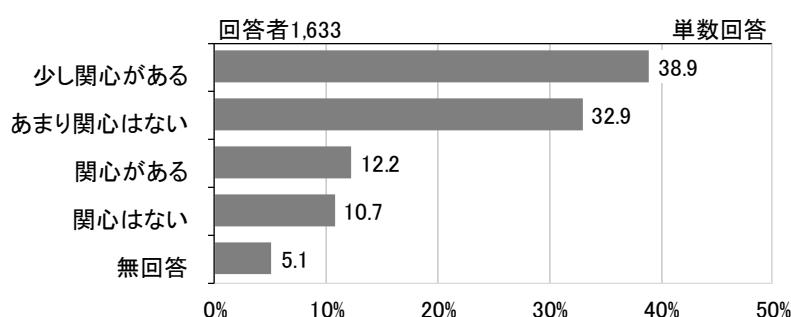
ボランティア活動への関心の有無は、「少し関心がある」（38.9%）、「あまり関心はない」（32.9%）、「関心がある」（12.2%）となっています。

関心のあるボランティア活動の分野は、「福祉（高齢者、障害児・者、ひとり親、貧困、ひきこもり等の支援」（52.2%）が最も高く、次いで「環境」（46.9%）となっています。

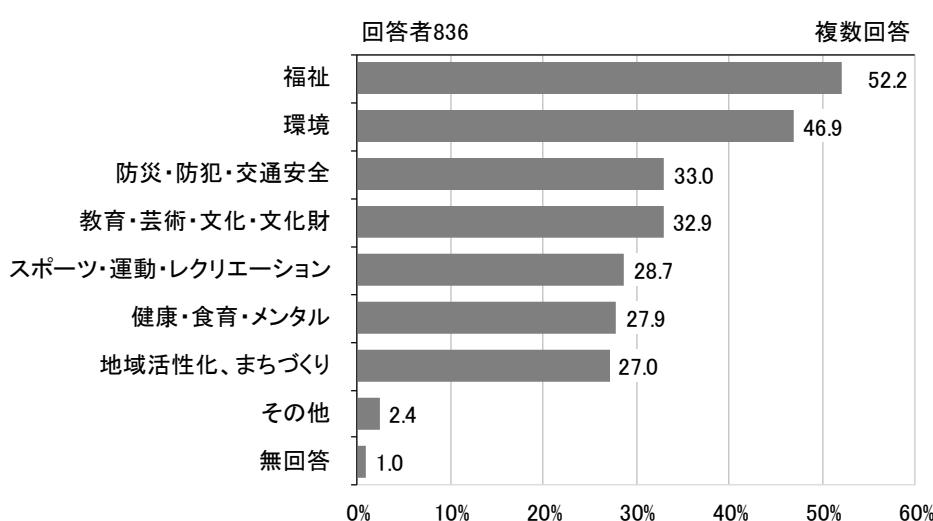
また、福祉に関するボランティア活動に「参加したことがある（現に参加している）」区民は23.9%であり、7割以上の区民が「参加したことはない」と答えています。

半数以上の区民が、ボランティア活動に「関心がある」または「少し関心がある」としている一方、実際の福祉ボランティア活動に結びついているのは2割程度となっており、意欲のある人がボランティアに参加しやすい環境の整備やボランティア情報のわかりやすい発信が求められています。

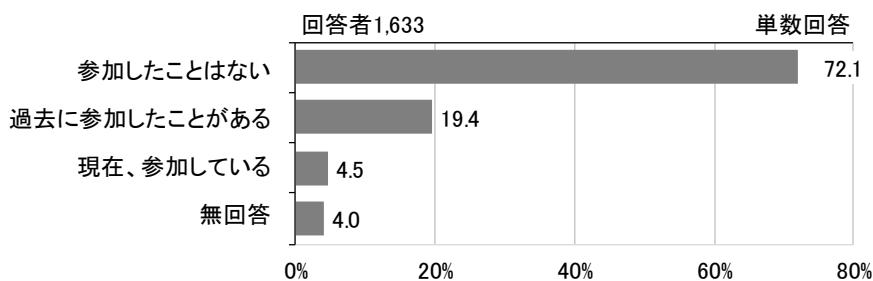
問 あなたはボランティア活動に関心がありますか。 （単数回答）



問 どのような活動に関心がありますか。 （複数回答）



問 あなたは福祉に関するボランティア活動に参加したことがありますか。 (単数回答)

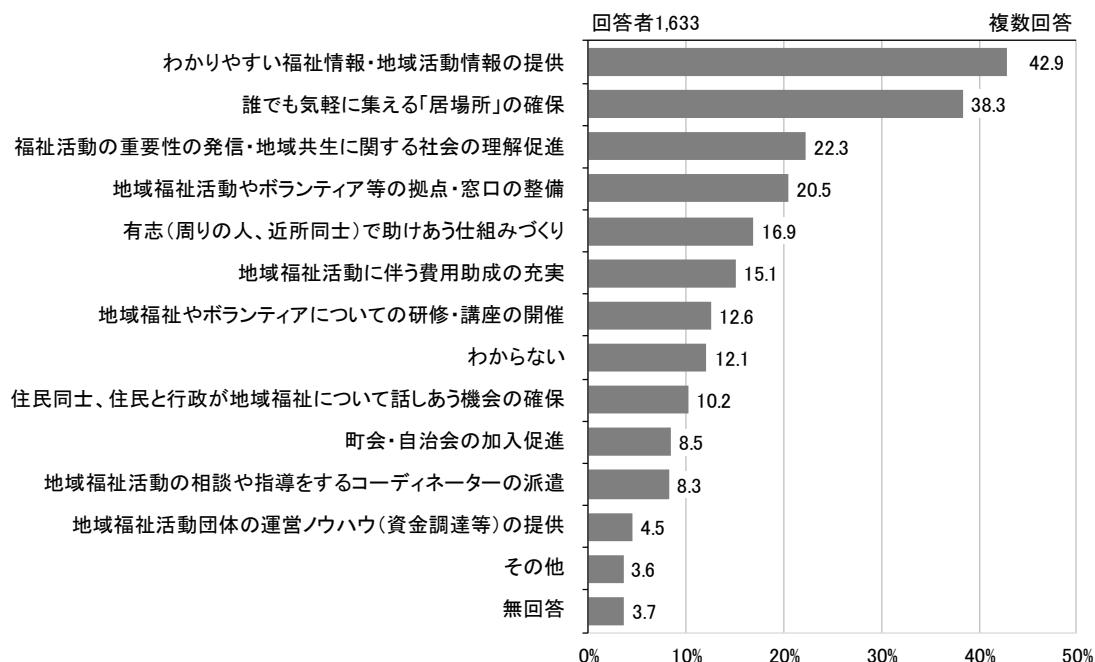


○地域の助けあいを広げるために区が力を入れるべきこと

住民同士の助けあいを地域で広げるために区が力を入れるべきことは、「わかりやすい福祉情報・地域活動情報の提供」(42.9%)が最も高く、「誰でも気軽に集える『居場所』の確保」(38.3%)、「福祉活動の重要性の発信・地域共生に関する社会の理解促進」(22.3%)となっています。

区民の期待に応えるため、情報発信の工夫や身近に集える場の充実が求められています。

問 住民同士の助けあいを地域で広げるために、区が力を入れるべきことは何だと考えますか。 (複数回答)

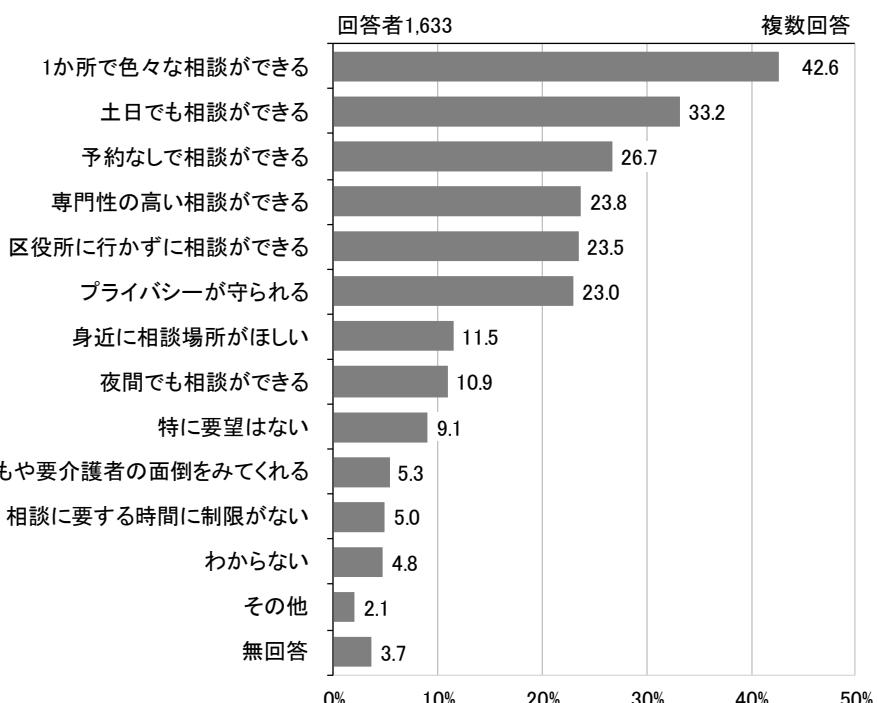


○区役所等の相談窓口について

区役所等の相談窓口への要望は、「1か所で色々な相談ができる」(42.6%)が最も高く、「土日でも相談ができる」(33.2%)、「予約なしで相談ができる」(26.7%)となっています。

複数の課題に対応する総合的な相談体制や、時間を問わず必要な時に相談ができる体制等の整備が求められています。

問 区役所等の相談窓口について、要望はありますか。 (複数回答)



第3章 施策の推進

1 施策の体系

区民等から寄せられた福祉課題に関する意見を踏まえ、江東区地域福祉計画策定会議での検討を中心に、施策体系を整理しました。本計画では、以下の施策体系に沿って取組を進めます。

基本理念	基本方針
<p>一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち</p> <p>『一人ひとりの尊厳が守られ』は、多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。</p> <p>『地域でともに支えあい』は、制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。</p> <p>『誰もが笑顔で安全に暮らせるまち』は、区民、地域、団体、企業等の分野を超えたつながりの下で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。</p>	<p>基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる</p> <p>江東区長期計画において、区は、生活上の困難を抱えるあらゆる方を包括的に支援する体制を構築するため、「地域、行政、地域と行政」のそれぞれのつながりづくりに努めることとしています。</p> <p>地域の助けあいや見守り等、区民同士の日ごろの多様なつながり（地域のつながり）、所管分野を超えた行政内部のつながり（行政のつながり）、地域と行政との連携・協働（地域と行政のつながり）の「3つのつながり」をつくり、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。</p> <p>基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる</p> <p>少子高齢化・核家族化の進行、感染症の流行、頻発する自然災害、外国人住民の増加、人生100年時代の到来等、私たちの暮らしを取り巻く状況が大きく変化する中で、多様性を認め、区民の生命と暮らしを守る社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守り、本人の希望に応じた社会参加ができる環境整備を進めます。</p> <p>基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる</p> <p>地域福祉の向上に資する様々な取組を進めるうえで共通して必要となる基盤として、誰にでもわかりやすい情報の発信、福祉人材の確保・育成、福祉サービスの質の向上、共生社会への意識啓発等の取組を進めます。</p>

〈表の見方〉

基本理念は、地域福祉に関する基本的な考え方、江東区で実現すべき地域福祉の将来像を表し、基本方針は基本理念の実現に向けて計画期間に進める施策の方向性を表しています。また、基本理念・基本方針に基づき、各取組を推進するための具体的指針として、10の施策と19の取組方針を定めました。



施策	取組方針
1 地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設
	1-2 地域ネットワークの構築
	1-3 身近な相談支援体制の充実
2 行政のつながりをつくる	2-1 行政内部の連携強化
	2-2 組織横断的な相談支援体制の構築
3 地域と行政のつながりをつくる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進
4 人に優しいまちをつくる	4-1 まちのバリアフリー化の推進
5 一人ひとりの尊厳を守る	5-1 意思決定支援の推進
	5-2 あらゆる暴力の防止
	5-3 自立支援の促進
6 災害時の福祉を向上させる	6-1 災害時要配慮者対策の推進
7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる	7-1 誰もが活躍できる場づくり
8 情報の適切な活用を図る	8-1 わかりやすい情報の発信
	8-2 関係者間での情報の共有
	8-3 福祉分野におけるICT等の活用
9 福祉の質を向上させる	9-1 福祉人材の確保・育成
	9-2 サービスの質の向上
	9-3 積極的な支援の実施
10 啓発活動を推進する	10-1 共生社会への意識向上

2 包括的な支援体制

(1) 3つのつながりによる包括的な支援体制

区では、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられるよう、地域、行政、地域と行政の3つのつながりづくりを進め、公的な支援と地域の支えあいによる支援が重層的に機能する、包括的な支援体制を構築します。

地域のつながりでは、社会福祉協議会が地域の拠点となり、地域福祉コーディネーターによる地域課題の把握、関係者のネットワーク化、地域活動の活発化等により、支えあいの地域づくりを推進します。

行政のつながりでは、複合・複雑化する課題に対し、関係者間の迅速な連携により、適時適切な支援を推進します。

地域と行政のつながりでは、区民や関係団体と区との連携を強化し、協働を推進します。

(2) 期待される役割や取組例

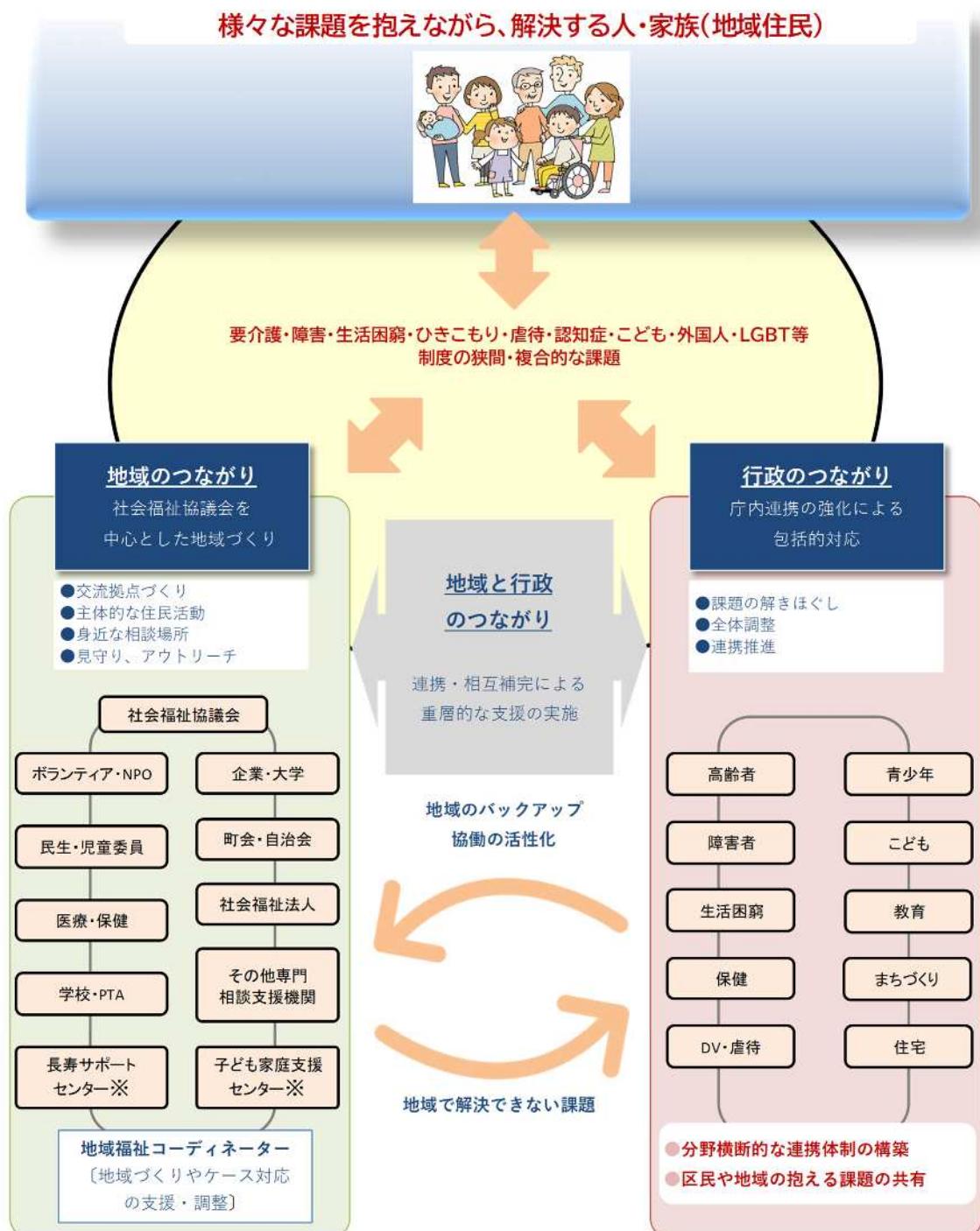
包括的な支援体制を構築するうえで、各主体に期待される役割や取組例を以下のとおり整理しました。

主体	期待される役割や取組例
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや声かけ、見守り等、ご近所との交流を行う ・地域の一員としての自覚を持ち、地域のことを知る ・地域で起こる様々な問題に向きあい、適切な窓口につなぐ等の解決を図る ・性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いを互いに認めあう
各団体 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題に積極的に関わる ・団体同士の連携を強化する ・公的機関との連携を強化する
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の拠点としての機能を備え、身近な相談や居場所づくり、活動支援を行う ・地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ活動を強化する ・ボランティアの確保・育成を行う
区	<ul style="list-style-type: none"> ・府内各課が迅速に連携し適時適切な支援を行う ・地域や関係機関も含め、支援者同士の顔の見える関係を構築する ・区民や団体が上記のような取組ができるよう適切な支援を行う

※各団体は、地域福祉活動に携わる、個人を除くあらゆる活動主体を指しています。

〈3つのつながりによる包括的な支援体制のイメージ〉

※「支え手」「受け手」という固定的な関係ではなく、互いに支えあう関係づくりが重要です。



※長寿サポートセンター及び子ども家庭支援センターの設置者は区ですが、地域に身近な施設であるため「地域のつながり」に記載しています。

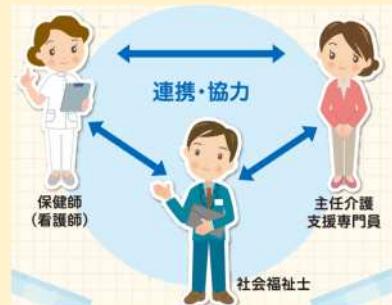


コラム

長寿サポートセンターは、高齢者の身近な相談窓口

江東区では介護保険法に基づく「地域包括支援センター」を長寿サポートセンターと呼び、令和3年度現在、区内21か所に設置しています。

保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携しながら、高齢者に関する各種相談・受付（介護、認知症、虐待防止の権利擁護等）や健康長寿のお手伝い等を行い、高齢者の地域生活を支えています。



長寿サポートセンターの
活動イメージ



コラム

子ども家庭支援センターは、身近な子育て応援の場

子ども家庭支援センター（愛称：みづべ）は、乳幼児親子の遊び場の開設、職員による面接・電話相談や臨床心理士等による専門相談、保護者のリフレッシュを目的とする一時保育等、様々な子育て支援サービスの提供により、主に在宅で子育てを行う家庭を支援しています。

令和3年度末時点で区内に6か所設置しており、令和4年度に新たに2か所（住吉・亀戸）を開設します。また、そのうち南砂子ども家庭支援センターでは、児童虐待に関する相談窓口の機能を備えています。



みづべホームページより

3 施策と取組

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

包括的な支援体制の構築に向け、「地域のつながり」、「行政のつながり」、「地域と行政のつながり」の「3つのつながり」をつくります。

施策1 地域のつながりをつくる

地域に対する区民意識の変化等により地域コミュニティの希薄化が進む中、区民に最も身近な地域のつながりの再生に向けて、地域住民同士が気軽に集える場の創設、地域ネットワークの構築、区民や団体が様々な課題に主体的に関わる体制の充実を図ります。

《課題》

- ・身近な地域での集いの場やそうした場に関する情報の不足が課題となっています。
- ・転出入者の増加や価値観の多様化等によるコミュニティの希薄化、町会・自治会等地縁団体の高齢化・担い手不足が問題となっています。
- ・身近な地域での相談窓口の充実が求められています。

取組方針1-1 気軽に集える場の創設

- 多世代が交流できる場、地域の高齢者・障害者・こども等の居場所や気軽に集まれる場を拡充します。
〈例；青少年の居場所づくり、老人クラブ^{※1}の活動充実、サロン・多機能型地域福祉活動拠点等の充実、こども食堂への支援充実〉
- 利用者の心身の状態に応じた活動の場、居場所となるよう高齢者福祉施設を運営します。
〈例；福祉会館・ふれあいセンター・グランチャ東雲^{※2}の運営〉
- 介護者や子育て中の保護者等の支援当事者同士が集える場を拡充します。〈例；認知症家族交流会等の充実、子育てひろばの充実、サロン等の充実〉

^{※1} 老人クラブ…生きがいと健康づくり、地域の社会活動を通じ、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的として、60歳以上の地域の人たちによって自主的に作られた団体。

地域見守り活動である友愛訪問、清掃等のボランティア、手芸や旅行等の趣味の活動、ラジオ体操・輪投げ等の健康づくり、その他、防火・防犯運動への協力等の地域社会活動を行っている。

^{※2} グランチャ東雲…江東区東雲にある児童・高齢者総合施設。高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の促進、子どもの健やかな成長を担う施設として、高齢者とこども、保護者を含め、世代を超えた交流ができる施設。



コラム

多機能型地域福祉活動拠点は、地域の居場所

多機能型地域福祉活動拠点は、町会・自治会、民生・児童委員、ボランティアグループ、NPO等、地域の住民が主体となり、多世代交流や見守り、子育て支援等、様々な地域課題の解決に取り組む「地域の居場所」のことです。



多世代交流の里 すなまちよっちゃん家



コラム

認知症カフェと認知症家族交流会

認知症カフェは、認知症の方とその家族、地域住民の誰もが気軽に参加し集える活動拠点です。認知症の早期発見・早期対応、家族の介護負担の軽減、地域住民の認知症への理解促進等、認知症の方を地域で支えていく体制づくりを目的としています。



認知症カフェ「しゃべり場」脳トレ体操の様子

認知症家族交流会は、長寿サポートセンターが実施する、認知症の方を介護する中で感じる悩みや疑問を話しあう介護者同士の交流会です。

取組方針1-2 地域ネットワークの構築

- これまで地域のつながりに大きな役割を担ってきた町会・自治会、青少年対策地区委員会、商店街等の各団体への支援により活動の活性化を図るとともに、団体間のネットワークづくりを推進します。
 〈例；町会・自治会活動への支援、青少年対策地区委員会活動への支援、商店街への支援、コミュニティ活動情報の発信〉
- 趣味・スポーツ等のサークル活動等のつながりづくりを推進します。
 〈例；生涯学習団体の登録・情報提供、自主グループ支援〉
- 社会福祉法人による地域のつながりづくりの支援を推進します。
 〈例；社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進〉



コラム

社会福祉法人による地域における公益的な取組

すべての社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、「社会福祉事業及び公益事業を行うにあたっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない（社会福祉法第24条）」という責務が課されています。

江東区が所轄庁となっている区内14の社会福祉法人では、それぞれの地域において交流会や相談会等の活動を行い、地域福祉の向上を図っています。

取組方針1-3 身近な相談支援体制の充実

- 高齢者、障害者、こども、保健等の地域に身近な相談窓口等の充実を図ります。
 〈例；長寿サポートセンター・子ども家庭支援センター・保健相談所・民生児童委員等の体制充実、基幹的な相談体制の整備〉
- 区立施設等を活用し、地域団体等の相談や活動の拠点化を図ります。
 〈例；福祉会館等を活用した活動拠点の確保、社協カフェ等の充実〉
- 社会福祉協議会の地域拠点の機能を整備し、地域に身近な相談体制を整備します。
 〈例；社会福祉協議会支所の整備〉
- 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを中心に、家族や友人、地域住民、ボランティア等が行う民間の支援活動を推進します。
 〈例；地域福祉コーディネーターの拡充〉

- 高齢者や障害者、子育て家庭等に対する地域の見守り活動の充実を推進します。
〈例；高齢者の地域見守り支援、声かけ・電話訪問、救急通報システムの設置〉
- 民間企業との連携により、支援を必要とする方を早期に発見し対応できる仕組みを充実します。
〈例；ライフライン事業者との協定締結、その他連携策の検討〉



コラム

民生・児童委員はどんなことをしている人？

民生・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた無償ボランティアです。身近な相談相手として、地域住民から様々な相談を受けて関係機関につなぐ橋渡しをしています。また、地域住民がその地域の中で孤立しないよう、日々見守りや声かけをしています。



民生・児童委員は身近な相談相手

施策2 行政のつながりをつくる

福祉制度の狭間や福祉、就労、住まい、家族関係等が複合的に絡む8050問題等のひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー等の問題が顕在化する中で、多様化するケースやニーズに対応する体制の強化に向けて、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施する組織運営を進めます。

《課題》

- ・複雑な課題に対応するため、迅速で分野横断的な連携が必要です。
- ・法や制度による支援対象とならない問題が顕在化してきており、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える区民等を包括的に支援する体制の整備が求められています。

取組方針2-1 行政内部の連携強化

- 地域福祉を推進するため、行政内部の分野横断的な連携を一層推進し、支援関係者同士の関係構築を推進します。
〈例；分野をまたぐ連携の推進策の検討〉

取組方針2-2 組織横断的な相談支援体制の構築

- 制度の狭間にある問題を抱える方や複合的な課題を抱える方に対し、包括的な相談支援を実施する体制を構築します。
〈例；包括的な支援体制の検討〉
- 長寿サポートセンターや子ども家庭支援センター、保健相談所等の地域に身近にある相談窓口や国・都、社会福祉協議会等の関係機関と区役所の相談窓口が緊密に連携することで、区全体として包括的な相談支援体制を構築します。
〈例；長寿サポートセンター・子ども家庭支援センター・保健相談所・学校・民生児童委員、社会福祉協議会等と区の各窓口との連携強化、国・都等の機関との連携強化〉

施策3 地域と行政のつながりをつくる

地域ごとの特性やインフォーマルな社会資源等、地域の持つ強みと行政の実施する施策をあわせ、相互に補完する形で包括的な支援体制を構築するため、地域と行政の一層の連携・協働を推進します。

《課題》

- ・地域のつながりの希薄化が進む中、区による地域づくりや地域活動への支援が求められています。

取組方針3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進

- 区民等が地域で活動しやすくなるように、地域の助け合い活動に関する情報（ノウハウ）提供や場の確保等の支援を推進します。
〈例；地域福祉活動の立上げ支援、地域活動団体のネットワーク化〉
- 区民やNPO^{※1}、地域活動団体等との協働がより活性化するように、庁内や関係者も交えて協働のあり方について検討を進めます。
〈例；協働のあり方の検討〉
- 協働のあり方の検討に基づき中間支援組織を設置します。
〈例；中間支援組織の設置〉
- 地域福祉計画の推進にあたり、地域住民と区の密接なコミュニケーションを大切にするため、区と区民等が意見交換できる場や機会を設けます。
〈例；（仮称）地域福祉計画推進会議の設置、地域ケア会議の充実〉



コラム

中間支援組織は、地域で活動する団体を支援する組織

中間支援組織は、地域と区との仲介役として、中立的な立場から、地域活動団体を支える組織のことです。一般的には、地域活動団体間のネットワークづくり、区民・地域活動団体、区の連携や協働のコーディネート等を行います。江東区では令和5年度の開設に向けた検討を進めています。

^{※1} NPO…ノン-プロフィット・オーガニゼイション（Non-Profit Organization）の英語表記の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人が「特定非営利活動法人（NPO法人）」。

基本方針II 誰もが大切にされる社会をつくる

個人の尊厳が守られ、誰もが大切にされる社会をつくります。

施策4 人に優しいまちをつくる

高齢者、障害者、こども、外国人等、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実や、建物、駅、トイレ、歩道等のバリアフリー化を官民連携により進めます。

《課題》

- ・区役所をはじめとする公共施設、道路や公園、民間建築物等、まち全体のバリアフリー化が課題となっています。

取組方針4-1 まちのバリアフリー化の推進

- 区役所やその他公共施設等の既存建物・設備のバリアフリー化を促進します。また、高齢者や障害者、こども、妊産婦等にとって使いやすい施設の整備を推進します。
〈例；各施設の整備・改修、ユニバーサルデザイン※1整備促進、公園の整備・改修、だれでもトイレの整備〉
- 外国語表記の看板の設置等により、外国人住民にとって生活しやすいまちづくりを推進します。
〈例；公共サインの多言語化〉
- 道路や駅等の各インフラ設備について、民間事業者等との連携も図りつつ、バリアフリー化を促進します。
〈例；道路の整備・改修、ユニバーサルデザイン整備促進、鉄道駅バリアフリー化への助成〉
- 移動に困難を抱える高齢者や障害者等の、日常生活における移動を支援します。
〈例；福祉タクシーの運行、コミュニティバスの運行〉

※1 ユニバーサルデザイン…年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、はじめからすべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていこうとする考え方。



コラム

バリアフリーのまちづくり

江東区都市計画マスタープラン（令和4～13年度）では、ダイバーシティ（多様性）社会に向けた住環境づくりや人の移動を重視した環境づくりの方針が示されています。

一定規模以上の新規マンション建設において、バリアフリー住戸や障害者用自動車駐車場の設置を義務付けるほか、既存住宅については、居住者の心身機能に対応したバリアフリー化への支援を実施する等、多様なニーズと時代の変化に対応した住環境づくりを図るとしています。

また、歩行空間や鉄道駅のバリアフリー化、歩道の拡幅や設置、車の速度抑制等により、公共空間のバリアフリー化や地域の実情に応じた道路構造等の再配分・利活用を進めています。

3 多様な人が住みやすく、健康に生き生きと暮らせるまち

多様な人が、生き生きと定住し、高い**生活利便性**を享受しながら、**多様なライフスタイル**を豊かに実現しています



あらゆる人々が一体となって、自分らしく輝き、**豊かな地域社会**が形成されています



オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用し、スポーツに親しみ、**健康に暮らせるまち**が形成されています

出典：江東区都市計画マスタープラン（第2章まちづくりの将来像と都市づくりの方針）

施策5 一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権が守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、自ら意思決定することに困難を抱える人への支援、虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）等の権利侵害の防止と適切な対応、一人ひとりの暮らしを支える取組を進めます。

《課題》

- ・高齢化の進行に伴う認知症高齢者の増加に加え、知的障害者、精神障害者も増加傾向にあり、成年後見制度等の利用者や意思決定支援を求める区民の増加が予想されることから、権利擁護センターの機能強化をはじめ体制整備が求められています。
- ・虐待やDV等への対応には関係者や地域住民の迅速な連携や対応が必要です。

取組方針5-1 意思決定支援の推進

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の一層の活用に向け権利擁護体制の拡充を図るとともに、成年後見人等を地域で支えるための仕組みをつくります。
〈例；地域連携ネットワークの検討、あんしん江東の体制充実〉
- 成年後見制度等の周知を図り、区民の権利擁護への理解及び参加を促進します。
〈例；成年後見制度利用促進計画に基づく周知啓発〉
- 人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が前もって家族等や医療・ケアチームと一緒に繰り返し話しあう「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」等の成年後見以外の自己決定支援について、普及啓発を行います。
〈例；ACPの普及啓発〉



コラム

成年後見制度は私たちの将来のための制度

成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等により、判断する能力が十分でない方に、その意思を尊重しつつ、契約や財産管理、身上保護を行う後見人を選ぶことで本人を法律的に支援する法定後見制度と、将来的に判断能力の衰えた場合に備えて、自分の後見人をあらかじめ選び、適切な支援を任せることのできる任意後見制度があります。



区では、江東区社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん江東」で成年後見制度の利用を支援しています。

取組方針5-2 あらゆる暴力の防止

- 虐待・DV防止のため、庁内及び関係機関の連携を強化するとともに、支援策の充実を図ります。
〈例；虐待・DVの防止や家庭等への支援の取組、母子緊急一時保護〉
- 虐待・DV等の通告先・相談先の周知を推進します。
〈例；通告先や相談先の周知〉
- 先行事例等を参考にしながら児童相談所^{※1}の整備に向けた具体的な検討を進めます。
〈例；児童相談所の整備〉

取組方針5-3 自立支援の促進

- 生活に困窮する区民等に対する自立に向けた支援の充実を図ります。
〈例；自立相談支援の実施、学習支援の実施、食料支援の実施〉
- 住宅確保要配慮者への支援の充実を図ります。
〈例；居住支援協議会の運営、住居入居等の支援〉
- 住居を借りる時や入院時の身元保証等のあり方を検討します。
〈例；身元保証のあり方の検討〉

^{※1} 児童相談所…各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。養護、保健、心身障害、育成、非行等、こどもに関する様々な相談等に応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、こどもと保護者への相談援助活動等を行う。

施策6 災害時の福祉を向上させる

災害発生時に安全に安心して避難できる地域づくりに向けて、日ごろから災害に備える防災教育、災害時要配慮者の支援のあり方の検討を進めます。

《課題》

- ・地域コミュニティの希薄化、町会・自治会への加入率の低下や高齢化により災害時の支援者不足等が問題となっています。
- ・災害時に特に配慮が必要な高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要配慮者の避難支援等について、関係者の認識共有を進めるとともに、円滑な避難体制を構築する必要があります。

取組方針6-1 災害時要配慮者対策の推進

- 災害協力隊の設立や活動の支援を推進します。
〈例；自主防災組織の育成・支援〉
- 地域における防災教育を充実します。
〈例；防災訓練の充実〉
- 災害時要配慮者に対する災害時の避難行動等の支援の充実を図ります。
〈例；江東区避難行動支援プランの推進〉
- 災害時の福祉避難所等への災害時要配慮者の受入体制の充実を図ります。
〈例；災害時要配慮者の受入体制の検討〉
- 区内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援します。
〈例；各事業所の避難確保計画作成支援〉
- 介護事業所等の福祉施設における災害時の業務継続計画(BCP)の作成を支援します。
〈例；各事業所のBCP作成支援〉

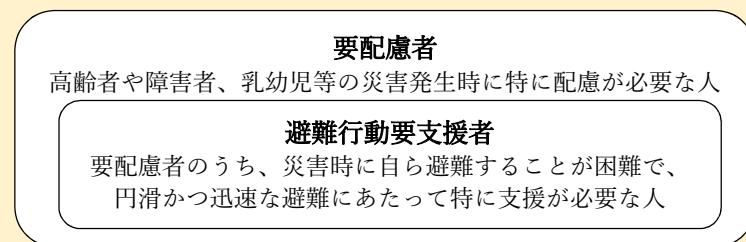


コラム

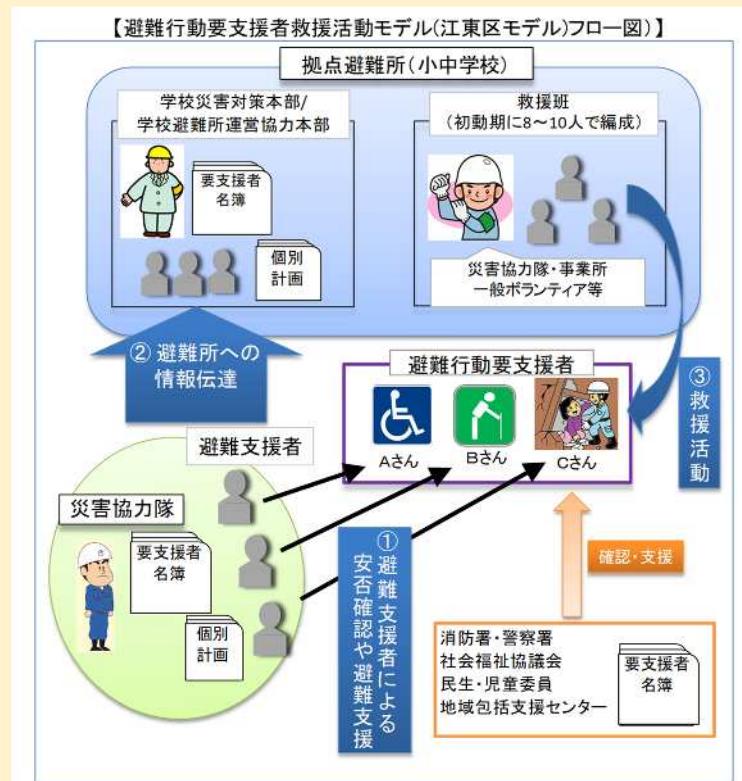
避難行動支援プランにはどんなことが書いてある？

東日本大震災では、被災地全体の死亡者数のうち約6割を高齢者が占め、障害者の死亡率が被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼる等、高齢者や障害者が多数犠牲となりました。

今後首都直下地震等の大規模な災害に備えて、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援が必要な「避難行動要支援者」の支援体制等を整備していくことが課題となっています。



江東区避難行動支援プランは、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにすることにより、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の指針を踏まえて、自助、共助を基本としつつ、情報伝達や避難支援等の体制整備を図り、地域の安心・安全部体制を強化することを目的としています。



出典：江東区避難行動支援プラン（全体計画）

施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

年齢、障害、暮らしの状況に関わらず、誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みを構築します。

《課題》

- ・誰もが希望に応じて、社会参加できる環境の整備が求められています。

取組方針7-1 誰もが活躍できる場づくり

- 高齢者や障害者等で意欲はあるが就労に結びつかない人、ひきこもり等により就労が困難な人の就労支援を推進します。
 〈例；こうとう若者・女性しごとセンター、シルバー人材センター、障害者就労・生活支援センター等における就労支援の充実〉
- 共働きやひとり親世帯の社会参加を促進するため、子育てや保育環境を充実します。
 〈例；保育園の整備〉
- 誰もが、その人の希望に応じた社会参加や地域で活躍できる環境づくりを推進します。
 〈例；ボランティアや生涯学習・地域活動等の社会参加を促進する仕組みづくり〉



コラム

障害者の就労支援

江東区障害者就労・生活支援センター（江東区防災センター2階）では、障害のある方の一般就労の機会の提供を図るとともに、職業生活を支える業務を行っています。具体的には、就労全般の相談、職場定着支援、障害者雇用を行う企業等や関係機関とのネットワークづくり等を行います。



このほか、ハローワークにおいても心身に障害のある方の専門窓口を設け、就職のための相談や求人情報の提供、職業紹介を行う等、本人の希望に応じた社会参加の促進を図っています。

基本方針III 地域福祉の基盤をつくる

情報・人材・サービス等、基本理念の実現や地域福祉の推進に向けたすべての取組を進めるために必要となる「地域福祉の基盤」をつくります。

施策8 情報の適切な活用を図る

誰もが等しく、適切な時期に必要な情報を簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と活用の検討、デジタル社会の広がりを福祉分野に活用する取組を進めます。

《課題》

- ・サービス利用や活動情報等、誰にでもわかりやすい情報が簡単に得られる必要があります。
- ・個人情報保護の観点から支援関係者間の情報共有に制約があり、迅速な支援ができるない懸念があることから、必要な情報共有の仕組みについての検討が課題となっています。
- ・日々進歩するデジタル技術について、区民の利便性を向上し地域福祉を推進するための活用策を検討する必要があります。

取組方針8-1 わかりやすい情報の発信

- 対象者に応じ、よりわかりやすい情報発信を推進します。
〈例；区報・HP等各種媒体を活用した情報発信、SNS^{※1}等を活用した情報提供、地域の社会資源情報を掲載したマップ等の作成〉
- 必要な時に簡単に区の情報が入手できる仕組みづくりを推進します。
〈例；SNS等を活用した情報提供、公共施設等での情報提供〉
- 高齢者や障害者、外国人等の情報弱者に対するわかりやすい情報提供や障害特性に配慮した情報提供手段の充実等、情報リテラシー^{※2}の向上と情報保障を推進します。
〈例；各情報媒体のバリアフリー化、多言語版パンフレットの作成・配布〉

取組方針8-2 関係者間での情報の共有

※1 SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の英語表記の略称。登録された利用者同士が交流できる、コンピュータやスマートフォン等を使用したインターネットサイトサービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民同士等の密接な利用者間のコミュニケーションを可能にする仕組み。

※2 情報リテラシー…情報機器を操作する能力、情報を主体的に選択し収集・活用する能力等のこと。

- 支援を円滑に行うため、支援関係者間で要支援者情報を共有する仕組みをつくります。
〈例；情報共有の仕組みやあり方の検討〉
- 情報共有のあり方の検討を踏まえ、支援団体等との連携を推進します。
〈例；地域の支援団体等との情報共有の仕組みの検討〉

取組方針 8-3 福祉分野における ICT 等の活用

- 福祉行政における ICT 等の活用について、庁内において研究・検討を進めます。
〈例；人工知能（AI）やロボット等の活用に関する研究、申請手続き等のオンライン化による利便性向上〉



コラム

健康・医療・介護は先端技術でどう変わる？

今後、少子高齢化がますます進み、健康・医療・介護分野では福祉ニーズの増加と担い手不足の懸念がますます高まります。こうした社会を見据え、国では、人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方と共に支える次世代ケアの実現に向けて、民間企業と協力・連携して様々な取組を進めています。

区においても、江東区情報化推進プラン（令和2~6年度）の中で、区民にとって便利で質の高い行政サービスの提供と効率的な行政運営に向けて、全庁一丸となってICTの利活用を推進していくことを明記しています。

施策9 福祉の質を向上させる

福祉サービスの担い手の確保が難しい中で、利用者本位の質の高いサービスの提供や問題を見過ごさないための取組の実施に向けて、地域福祉に関する人材の育成、福祉サービス事業者のサービスの質を高める取組への支援、伴走型支援やアウトリーチ型（訪問型）支援等の充実に取り組みます。

《課題》

- ・複雑な課題を抱えた事例に対応するため、福祉分野における区職員の対応力を向上する必要があります。
- ・ボランティア等の人材確保のため、意欲のある人と活動をコーディネートする機能が必要です。
- ・必要な施設が不足する地域があり、福祉サービス事業者の確保とサービスの質の向上が課題となっています。
- ・問題が複雑化する前に、早期に発見し支援に結びつける仕組みが必要です。

取組方針9-1 福祉人材の確保・育成

- 福祉の相談業務に従事する区職員の対応能力の向上を図ります。
〈例；区職員の育成・専門職の配置〉
- 福祉事業者に対する福祉人材確保・育成の支援を推進します。
〈例；福祉のしごと相談・面接会、保育園就職フェア等による民間事業者への各種支援〉
- 不足する福祉サービス事業所の確保に努めます。
〈例；福祉サービス事業所の確保策の検討〉
- 区と社会福祉協議会において、分野横断的にボランティアを確保、育成、コーディネートする仕組みをつくります。
〈例；庁内におけるボランティア確保・育成の仕組み、ボランティア・センターの機能向上〉
- 民生・児童委員の充足率の向上を図ります。
〈例；新たな推薦者・推薦方法の検討〉

取組方針9-2 サービスの質の向上

- 福祉事業者のサービスの質の向上に対する支援を推進します。
〈例；福祉サービス第三者評価の推進〉
- 福祉事業者に対する指導検査の充実を図ります。
〈例；指導検査体制の充実〉

取組方針 9-3 積極的な支援の実施

- 不安や悩み、困難を抱えている人とその周囲の人たちが、必要な時に適切に相談を受けられ、早期発見、早期対応ができるように、相談支援体制の強化を図ります。
〈例；伴走型支援やアウトリーチ型（訪問型）支援等の検討〉
- 問題を抱える幼児・児童・生徒へのきめ細かな対応を行うため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、積極的な支援を推進します。
〈例；スクールソーシャルワーカーの活用〉



コラム

スクールソーシャルワーカーは幼児・児童・生徒の支援をする人

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の国家資格を有する専門職です。社会福祉の専門的な知識や技術を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた問題のある環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し、連携・協働体制の整備を図ることを通じて支援を行います。

令和3年度は5名のSSWが学校からの申請により、学校の教職員や関係機関とともに様々な支援を行っています。

施策10 啓発活動を推進する

性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いをお互いに認めあい、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助けあいの実践を通じて、多様性や共生社会に対する理解促進を図ります。

《課題》

- ・一人ひとりの共生社会についての理解促進や助けあいの意識向上が求められています。

取組方針10-1 共生社会への意識向上

- 地域住民や区職員等に対する人権・多様性・合理的配慮への理解促進、共生社会への意識向上を図ります。
〈例；人権・LGBT等に関する普及啓発、職員への研修・啓発〉
- 学校等における、人権教育や福祉教育の充実を図るとともに、生涯学習等を通じた共生社会に関する理解を促進します。
〈例；学校等における教育、人権啓発、生涯学習、区立中学校への出前講座、ボランティア福祉体験学習〉
- 多文化共生・国際化推進のあり方について、現状把握と分析等を踏まえ検討し、外国人住民とその地域に暮らす日本人が互いの違いを認めあい、相互に協力しあうことで地域の一員として生活していくことができるまちづくりを推進します。
〈例；各種啓発事業、多文化共生・国際交流の検討〉



コラム

お互いを認めあう社会を目指す

「LGBT」は、L がレズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、G がゲイ（Gay 男性同性愛者）、B がバイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）、T がトランスジェンダー（Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人）、それぞれ多様な性自認及び性的指向の代表的な4つのセクシュアリティの頭文字をとった総称です。

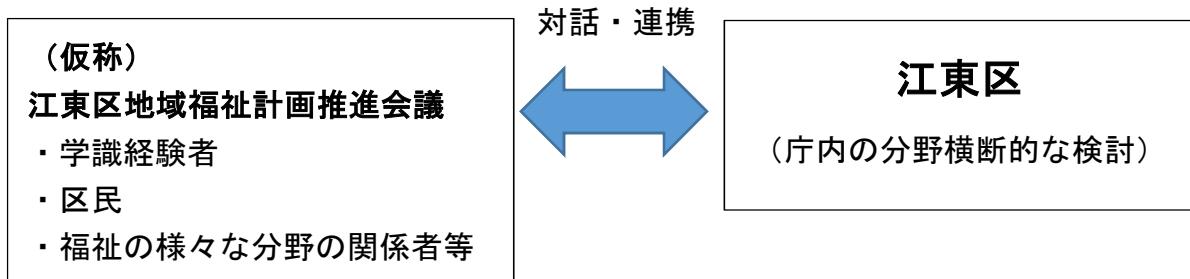
このほか、すべての人の性のあり方（セクシュアリティ）を人権として考えていく際に「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字をとった「SOGI」等、多くの表現があります。

区では、性的少数者や外国人等も含めて多様性を認めあう（ダイバーシティ）社会の実現を目指しています。

第4章 計画の推進体制と進行管理

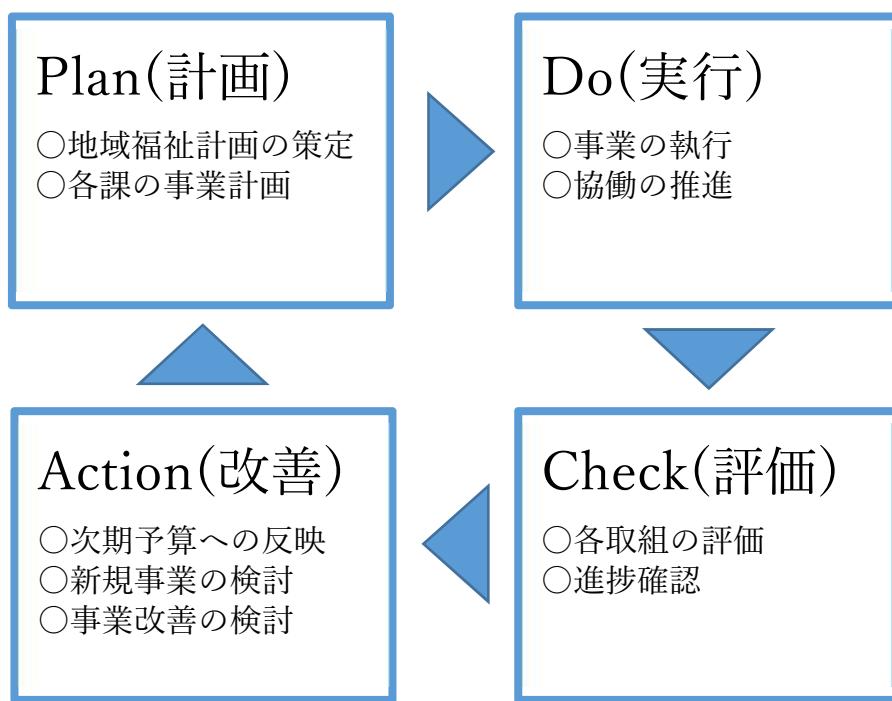
有識者、福祉関係者、公募区民等を委員とする「(仮称) 江東区地域福祉計画推進会議」を設置し、地域福祉計画を推進します。学識経験者をはじめ、地域に暮らす区民や、高齢・障害・こども・生活困窮等の福祉分野の関係団体等と区が対話を通じて評価を行い、評価の結果を可能な限り次年度以降の取組に反映させることで、PDCA サイクル^{※1}を適切に運用し、基本理念の実現を目指します。

1 計画の推進体制



2 計画の進行管理

《PDCAサイクルの運用》



^{※1} PDCAサイクル…【プラン（P）計画】→【ドゥ（D）実行】→【チェック（C）評価】→【アクション（A）改善】を繰り返すことによって、取組の継続改善を図ること。

資料編

1 江東区地域福祉計画策定会議設置要綱

令和2年6月1日
2江福福第402号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく、江東区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、専門的見地及び区民の視点から地域福祉計画について自由に意見を表明する会議として、江東区地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項に係る意見の聴取を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する20人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 地域活動関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置き、委員の中より選出する。

- 2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 策定会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて策定会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指定する事項を調査及び検討する。

- 3 専門部会長及び専門部会の部会員は、会長が指名する。
- 4 専門部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総理する。
- 5 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 江東区地域福祉計画策定会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等
1	ナガクラ マスミ 長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授
2	オカダ テツロウ 岡田 哲郎	東京通信大学人間福祉学部助教
3	アキヤマ サブロウ 秋山 三郎	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部副支部長 ホームスタート・こうどう代表
4	イイヅカ マサリ 飯塚 勝	江東区老人クラブ連合会会長
5	イトウ ヨシヒコ 伊藤 善彦	社会福祉法人江東楓の会理事長
6	イナミ コウイチ 稻見 晃一	江東区医師会理事
7	イワタ ヤスマサ 岩田 安正	江東区青少年委員会会長
8	オチアイ カヨコ 落合 香代子	一般社団法人ママリングス代表理事
9	カナヤマ ケンガク 金山 見学	江東区民生・児童委員協議会北砂地区会長 江東区保護司会監事
10	コウノ ヒサタダ 河野 久忠	NPO法人青少年自立援助センター理事長
11	スギウラ マサト 杉浦 正人	社会福祉法人新栄会王子事業所所長
12	タムラ ミツコ 田村 満子	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
13	ツチヤ キミコ 土屋 喜美子	江東区社会福祉協議会総務課認定調査係長
14	ナカガキ フミコ 中垣 風見子	社会福祉法人江東ことぶき会
15	ミヤザキ ヒデノリ 宮崎 英則	江東ボランティア連絡会会长
16	ヨシノ ヨシミチ 吉野 義道	多世代交流の里 砂町よっちゃん家管理者
17	ワタナベ ケイジ 渡辺 恵司	大島連合町会会长
18	ナカザワ タカシ 中澤 孝至	公募委員
19	ミヤケ ユミコ 三宅 由美子	公募委員

